

職員の旅費に関する条例

平成11年7月1日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する者（以下「職員」という。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の例による。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。